

弘前商工会議所会員各位

## 弘前商工会議所『さくら共済』 新型コロナウイルス罹患時における自宅療養・宿泊療養による 病気入院見舞金のお取扱い継続について

現在『さくら共済』（入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険（団体型）+弘前商工会議所独自の給付制度（見舞金・祝金・助成金制度））病気入院見舞金において、新型コロナウイルス感染症罹患時に自宅や宿泊施設で5日以上療養した場合についても支給対象としておりますが、**引き続き今年度末（令和5年3月31日）までこのお取扱いを継続することといたしました。**<sup>※1</sup>

日本国政府における新型コロナウイルス感染者の全数把握簡略化の運用開始となる発表を受け、全国生命保険会社一律の動きとして、一般的な医療保険においては、新型コロナウイルス罹患時の自宅療養・宿泊療養も入院給付金の対象としていたところを、令和4年9月26日より支払対象を重症化リスクが高い方<sup>※2</sup>に限定されることとなりました。<sup>※3</sup>

しかしながら、さくら共済は商工業者の相互扶助の精神に基づき実施される制度であり、その目的と趣旨を鑑み、新型コロナウイルスの感染拡大により苦境に立たされた会員事業所の皆さま並びにそこで働く役職員の皆さまを福利厚生面で支援させていただくべく、今年度中は9月26日以降もこのお取扱いを継続するという判断へと至りました。

病気入院見舞金をはじめ、各種祝金・助成金、保険金・給付金をご申請の際は、お気軽に弘前商工会議所事務局か引受保険会社担当推進員へご相談くださいますようお願い申し上げます。

※1 今後法令の改正等がなされた場合には、必要に応じてお取扱いが変更となる可能性があります。

※2 重症化リスクが高い方

- ・65歳以上の高齢者 ・入院を要する方 ・妊婦
- ・重症化リスクがあり、治療薬の投与または罹患により酸素投与が必要な方

※3 保険会社や保険商品によってお取扱いが異なる場合がございますので、詳しくは各保険会社へお問い合わせください。

『さくら共済』（入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険（団体型））は、保険期間1年で自動更新、会員事業所のみが加入でき、病気・災害による死亡から事故による入院まで、業務上・業務外を問わず24時間保障されるため、役員および従業員の福利厚生制度にご活用いただけます。

また、上記の保障に加え当所独自の給付制度があり、結婚や出産の祝金、健康診断助成金、事故通院・病気入院の際の見舞金なども付加されております。

さらに、令和2年5月からは新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡された場合に災害保険金のお支払い対象とさせていただきます。お困りのことがございましたら当所職員及びアクサ生命保険(株)推進員に何なりとご相談ください。

※ 共済・福祉制度へのご加入にあたってはパンフレット、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を必ずご覧ください。

### 【本件担当】

弘前商工会議所 総務財政課 共済係  
TEL：0172-33-4111  
FAX：0172-35-1877

### 【共済制度引受保険会社】

アクサ生命保険(株)弘前営業所  
TEL：0172-33-5744